

徳島県公安委員会規則第9号

徳島県情報公開条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

徳島県情報公開条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

徳島県情報公開条例の施行に関する規則（平成14年徳島県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条」を「第31条」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。